明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令（三三）

○東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令（三四）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令（三五）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令（三六）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（三七）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三八）

〔府　令〕

○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五）

〔**府令・復興庁令・省令**〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（**内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業**一）

〔**府令・省令**〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**一）

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**二）

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**二）

〔省　令〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（**財務**一二）

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二三）

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**八）

○産業技術力強化法施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**一〇）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（**同**一一）

〔規　則〕

○人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一〇―一二―一六）

○人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則（**同**一二―〇―三三）

〔告　示〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令第二号に規定する内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域を定める件（**内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業**一）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十九条第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準を定める件（**同**二）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則第五条第二号に規定する主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件（**同**三）

○資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件等の一部を改正する件（**金融庁**八）

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**一）

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**二）

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**四）

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。